

長崎県医療機関等物価高騰支援緊急支援事業支援金にかかるQ&A（医療機関、薬局、施術所、助産所、歯科技工所関係）

No	区分	質問	回答
1	対象・要件	支援の内容はどのようなものか。	対象施設の物価高騰の影響による負担を軽減し、医療サービス等の安定した提供を促進するため、支援対象施設の区分により定額の支援金を支給することとしております。 具体的には、以下の方法で算出した額を支援金として支給します。 ○病院、有床診療所（4床以上）：15,000円×病床数 ○有床診療所（3床以下）、無床診療所：46,000円／施設 ○薬局：15,000円／施設 ○助産所、施術所、歯科技工所：16,000円／施設
2	対象・要件	<u>対象</u> となる施設等は。	支援金の申請日時点で、長崎県内で運営されている以下の施設となります。 ・医療法の規定に基づき開設の届出を行っている病院、診療所（歯科診療所含む） ・医療法の規定に基づき開設の届出を行っている助産所 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設の許可を受けている薬局 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 及び 柔道整復師法の規定に基づき開設の届出を行っている施術所 ・歯科技工士法に基づき開設の届出を行っている歯科技工所 ※ただし、対象外要件に該当していないこと。
3	対象・要件	<u>対象外</u> となる施設等は。	以下の場合、支援の対象外となります。 ・所定の機関に開設の届出をしていない病院、診療所（歯科診療所を含む）、施術所、助産所、歯科技工所 ・所定の機関から開設の許可を受けていない薬局 ・国、地方公共団体が開設、運営又は出資する医療機関等（長崎県病院企業団を除く） ・社会福祉施設内医務室（診療所）、企業内診療所等の特定の方を対象とする施設 ・申請日時点で休止又は廃止されている施設 ・令和7年度中に休止又は廃止を予定している施設

長崎県医療機関等物価高騰支援緊急支援事業支援金にかかるQ&A（医療機関、薬局、施術所、助産所、歯科技工所関係）

No	区分	質問	回答
4	対象・要件	公立の医療機関は対象外となるのか。	国又は地方公共団体（一部事務組合含む）が開設、運営又は出資する施設については対象外となります。 具体的には、自衛隊病院（診療所）、長崎県病院企業団を除く県立・市町立・一部事務組合などの公立の機関、地方独立行政法人、などは支援の対象外となります。 なお、公的機関（独立行政法人、国立大学法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会など）は支援の対象となります。
5	対象・要件	ドラッグストアは対象となるか。	当該店舗が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定に基づき、薬局開設許可を有している場合は対象となります。
6	対象・要件	令和7年度途中で休止・廃止した施設は対象になるか。	申請日時時点で休止・廃止している事業者は対象となりません。 また、支給・申請要領第2に定めるとおり、「支援金の受領後も事業を継続する意思があること」を支給要件としておりますので、申請日時時点で対象施設を運営している場合であっても、令和7年度中に休止・廃止を予定されている事業者にあつては、当該施設に係る申請は控えていただきますようお願いします。
7	対象・要件	令和6年度に事業を休止し令和7年度に入って再開した施設は対象になるか。	申請日時点までに事業が再開されている場合は、対象になります。
8	対象・要件	令和7年度に新設した施設は支給の対象となるか。	支援金の申請書提出期限までに新設された施設は、支給の対象となります。

長崎県医療機関等物価高騰支援緊急支援事業支援金にかかるQ&A（医療機関、薬局、施術所、助産所、歯科技工所関係）

No	区分	質問	回答
9	対象・要件	一部事務組合が運営している施設は対象となるのか。	対象外とします（公営の施設、施設とみなします。）。
10	対象・要件	同一の場所で内科と歯科を開設している場合は、支援金はいずれの診療科でも申請できるのか。	同一の開設者が同一の場所で運営する医療機関で、開設届がそれぞれ提出されている場合は、それぞれの施設より申請が可能です。 開設届がひとつ（例：「〇〇内科・歯科診療所」として届出されている）の場合は、一つの施設とみなしますので、重複して申請することはできません。 ※施術所については取扱いが異なりますので、No.11をご確認ください。
11	対象・要件	同一の場所で整骨院と鍼灸院を開設している（それぞれ開設届出等を行っている）場合は、支援金はいずれの施設でも申請できるのか。	同一の開設者が同一の場所で運営する施術所については、代表するいずれかの施設より申請してください。
12	対象・要件	障害福祉施設の機能を併せ持つ医療機関は、医療機関、障害福祉サービス施設等の双方の支援金を受けられるのか。	医療機関と障害福祉施設を兼ね備えている場合には、医療機関対象の支援金又は障害福祉サービス施設・施設対象の支援金のいずれかを選択してください（重複申請はできません）。
13	対象・要件	市町が別途物価高騰の支援を行う場合は、当該市町内の施設について県の支援は行うのか。	各市町が、今年度の物価高騰への支援として、医療機関等に対し、支援を行っている場合、若しくは、今後、支援を行う予定の場合において、市町の支援を受ける施設に対しても県の支援金を支給する予定としております。
14	対象・要件	支援金の案内文書が届いていないが、申請してよいのか。	支援対象の施設（No.2参照）であれば、申請可能です。 県で届出や許可が確認できない場合はご連絡をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

長崎県医療機関等物価高騰支援緊急支援事業支援金にかかるQ&A（医療機関、薬局、施術所、助産所、歯科技工所関係）

No	区分	質問	回答
15	申請方法等	申請方法はどのようにすればよいか。	県ホームページに申請書を掲載しますので、ダウンロードしていただき、郵送で県医療政策課（送付先はホームページ等に掲載）へお送りください。
16	申請方法等	メールやFAXでの申請は可能か。	郵送のみの対応とさせていただきます。お手数ですが、郵送で県医療政策課へお送りください。
17	申請方法等	郵送に簡易書留などの指定はあるか。	普通郵便でも差し支えありませんが、簡易書留やレターパックなどで郵送いただくと、届いたことが確実に確認できます。申請書が届いているかどうかの問い合わせはご遠慮ください。
18	申請方法等	申請書は持参できないか。	事務処理の都合上、郵送のみの取扱いとします。
19	申請方法等	申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。	申請者と口座名義は原則として一致（法人名のための名義は可）する必要がある、申請者と口座名義人が異なる場合は支払いができません。ただし、やむを得ず異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途委任状の提出をもって支払いを行うことは可能です。委任状は任意様式となりますが、ひな形を県のホームページに掲載します。
20	申請方法等	振込先口座情報がわかる通帳の写しとは、通帳のどのページをコピーすればよいのか。	支援金の振込みには、金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義（カタカナ・漢字）等の情報が必要となりますので、通帳の「表紙」と「表紙をめくった見開き1ページ目」の写しを添付してください。

長崎県医療機関等物価高騰支援緊急支援事業支援金にかかるQ&A（医療機関、薬局、施術所、助産所、歯科技工所関係）

No	区分	質問	回答
21	申請方法等	インターネットバンキング等通帳がない口座の場合は、どのような書類を添付すればよいか。	支援金の振込みに必要な口座情報（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義（カタカナ・漢字）等）がわかる書類を添付してください。 インターネットバンキングの場合は、インターネット上で口座情報を確認できるページを印刷したものでも差し支えありません。 当座口座の場合は、当座勘定照合表、残高証明書等口座情報が記載された書類を添付してください（口座情報以外の部分は黒塗りしていただいて構いません。）。
22	申請方法等	支給・申請要領第4に定められている「（3）その他必要な書類」とは、何を添付すればよいか。	申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合かつ申請書の記載内容では申請者と口座名義人の関係性が明確でない場合は、委任状を添付してください。 委任状を提出する必要がある場合は、「その他必要な書類」の添付は不要です。 ただし、県による審査の段階で追加で書類の提出を求める場合があります。
23	申請方法等	申請期間はいつまでか。	令和7年9月30日（火）までとなります。
24	申請方法等	申請は法人等の単位で行うのか、各施設等で行うのか。	複数施設を所有する場合は、開設者の単位で申請していただくことになります。様式第1号に各施設ごとの支援金額と合計の申請額を記入するようにしてください。 ただし、申請1件あたり登録できる振込先口座は1件となりますので、施設ごとに振込先口座が異なる場合は、それぞれの施設ごとに様式第1号を作成して申請してください。
25	支援金額の算定方法等	病床数とは、許可病床数のことか。	支援金の算出に休床中の病床数は含みませんので、申請日時点の稼働病床数（許可病床数から休床数を除いた病床数）により申請するようにしてください。

長崎県医療機関等物価高騰支援緊急支援事業支援金にかかるQ&A（医療機関、薬局、施術所、助産所、歯科技工所関係）

No	区分	質問	回答
26	支援金額の確定	支援金の金額が確定したら、文書で通知があるのか。	確定通知書等の文書は発行いたしませんので、支援金の金額は申請書に記載いただいた振込先口座の通帳等でご確認をお願いします。
27	証拠書類	今回の支援金の支給を受けるにあたり、証拠書類などはどのようなものを揃えておけばよいか。	支援金の支給を受けるにあたって県に提出が必要な証拠書類はありませんが、県に提出した申請書の控えは必ず保管するようにお願いします。